

角地の建ぺい率緩和について

令和 7 年 2 月現在

建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号の規定による、杉並区が指定する敷地は杉並区建築基準法施行細則第 45 条に定められています。

なお、杉並区建築基準法施行細則は区のホームページから閲覧できます。

角地等で特定行政庁が指定するもの（詳しくは杉並区建築基準法施行細則第 45 条）の内にある建築物の建ぺい率は 10% を加えた割合になります。

●杉並区建築基準法施行細則（昭和 40 年 3 月 31 日 規則第 21 号）一部抜粋
(建蔽率の緩和)

第 45 条

法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により区長が指定する敷地は、その周辺の 3 分の 1 以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次に掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2 つの道路（法第 42 条第 2 項の規定により指定された道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）が隅角 120 度未満で交わる角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ 8 メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が 35 メートルを超えないもの
- (3) 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前 2 号に掲げる敷地に準ずるもの

杉並区公式ホームページ > 区政情報 > 条例・規則等・要綱 > 杉並区例規集・要綱集
ページ ID : 5459 > 杉並区例規集・要綱集（外部リンク）> 1 例規集 > 第 17 編 都市整備 > 第 3 章 建築 > 杉並区建築基準法施行細則